

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
28年 第3号	28.9.9	<p>八ッ場ダム事業基本計画変更（事業費増額）について</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>本年8月12日、関東地方整備局は八ッ場ダム事業費をこれまでの4600億円から5320億円に増額するむね発表した。来るものが来た。残念なことに私たちは驚きもなく受けとめた。何故なら、2013年8月の工期延長に際し、関東地方整備局は事業費182億円の増額を明示していたからである。私たちは、工期延長の反対を求める請願書にも「増額はそのレベルでは済まない」と訴え、茨城県にとって利水、治水ともに無用になった八ッ場ダムからの撤退を求めた。</p> <p>残念なこととは、将来の事業費増額は、私たちの訴えを待つまでもなく、当事者である県当局も県議会も予測していたものと思われるからである。驚きはなくとも、私たちは県民として納税者として、茨城県という自治体の住民として心底堪えがたいものがある。</p> <p>国は昨年2月、八ッ場ダム本体工事の起工式を賑々しく行った。その時点での本体工事費は429億円であった。話を総事業費に振れば4600億円+720億円=5320億円は1.15倍に過ぎない。しかし、残された工事は本体だけであると国は明言し起工式まで行ったのであるから、例え増額の内訳に地すべり対策費などが含まれようとも、本質は、本体工事費429億円+720億円=1149億円と見るべきであり、倍率は2.68倍にもなると解するべきである。社会の常識に照らすまでもなく、とても容認できるものではない。さらに前述の経緯を見れば、今回の増額は国民を欺くものであり、事業費を負担する茨城県をも貶めるものでもある。</p> <p>一方、足もとの茨城県の負担の経緯をみると、当初負担100億円が269億円に膨らみ、今回の増額で311億円にも上る。増加率は当初に比べ3.11倍。得るべき利便が変わらぬ</p>	<p>八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表 濱田 篤信 船津 寛 事務局長 神原 禮二</p>	<p>山 中 たい子 江 尻 加 那 上 野 高 志</p>	総務企画	不採択

とすれば、国による一方的な増額は茨城県の自治権の侵害と言わざるを得ない。同時に行政機関＝茨城県の団体自治の毀損は、共にある県民の住民自治をも毀損することに通じ、その住民自治を守る盾である県議会の責任は大きなものであると考える。

ひるがえって、得るべき利便は本当に変わらないのか。そもそも利便はあるのか。

先ず、八ッ場ダム基本計画が立てられ、茨城県が参加の意思を示した 1986 年、茨城県は、八ッ場ダムの完成年度 2000 年の人口を 420 万人と想定している。一方 2011 年の「平成 23 年度茨城県基本計画」は、この時点での八ッ場ダム完成年度である 2020 年の人口を 285 万人としている。その差 135 万人。茨城県の長期水需給計画は当初より体をなしていなかったといえる。マスタープランの達成年度の人口想定は実績に追われるように下方修正を重ねている。それでも 1 日最大給水量を過大に設定し繕っているが、水道用水実績を見れば、虚偽は誰の目にも明らかである。しかも、マスタープランは平成 23 年度基本計画を受けて改正するものを、今日に至るまで行っていない。最早、繕うことも叶わぬと放棄したと見るべきである。

水余りの実態を見られたい。

■保有水源と 1 日最大給（配）水量 （2014 年度 単位：万トン／日）

	保有 水源	1 日最大 給水量	余剰水
水道用水	169.8	96.7	73.1
工業用水	149.5	68.3	81.2
合計(都市用水)	319.3	165.0	154.3

この上、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発の開発水量を加えたなら水道用水、都市用水の保有水源はそれぞれ 215.6 万トン、378.7 万トンにも上る。これをベースに 2020 年の水道用水需要を想定すると以下になる（給水率は現状の推移か

人口	給水率	給水人口	1人1日最大給水量	1日最大給水量	余剰水
285万人	95%	270万人	356リットル	95.8万トン	119.8万トン

工業用水の余剰（2014年実績）を加えれば都市用水の余剰は199.2万トンにもなる。どこに八ッ場ダムの9.4万トンを必要とする理由があるのか。

治水には必要だ。という声が聞こえる。思い起こされたい。昨年9月の常総水害を。茨城県は湯西川ダムの治水負担を111億円もしていた。しかし、鬼怒川の茨城県内の堤防整備率は17.4%でしかなかったのである。当時鬼怒川の計画高水は水海道付近で毎秒5000トン。しかし、9月10日、若宮戸で溢水が始まったのは毎秒2400トンのレベルであった。茨城県が治水負担をするか否かは、湯西川ダムの治水効果が河川法第63条に定める“著しい利益”があるか否かにある。県はそれを知らず、国も教えずに111億円もの負担金が支払われていたのである。

八ッ場ダムも同様である。八ッ場ダムの治水効果は洪水基準点の八斗島で毎秒1176トンとされ、水位は10数センチ下がるとしている。しかし江戸川の分岐点より下流は10%以下になるとしている。つまり、古河市で2～3センチ、取手市で1センチ、神栖市で0センチと想定される。まさに誤差の内にも入らないだろう。しかし、国はそれを明らかにせず。県も知ろうともせず、今回の増額により146億円もの治水負担をすることになるのである。こうした自治体としての自律を放棄した結果が常総水害を招いたと言っても過言ではないだろう。

八ッ場ダムは利水・治水ともに必要。という常套句ほど県民を愚弄するものはない。茨城県議会においては、茨城県が憲法に保障された自治体の本分を取り戻すべく、執行部へのチェック機能を十分に発揮されることを願ってやまない。

【請願事項】

ハツ場ダム事業基本計画変更（事業費増額）に対し「不同意」の決議をすること。